第七十条第一項中「次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額」を「厚生年金保険法に基づく保険料の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額」に改め、「、国家公務員共済組合法第四十二条第十一項に規定する産前産後休業、地方公務員等共済組合法第百十四条の二第二項第五号に規定する産前産後休業若しくは私立学校教職員共済法第二十二条第十一項に規定する産前産後休業」を削り、「同表の上欄に掲げる法律」を「厚生年金保険法」に、「行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しない」を「行わない」に改め、同項の表を削る。

（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百五十九条　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち厚生年金保険法第十二条に一号を加える改正規定中「六　事業所」を「五　事業所」に改める。

第十九条のうち私立学校教職員共済法第二十二条第一項の改正規定中「標準給与の等級」を「標準報酬月額の等級」に、「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に、「給与月額」を「報酬月額」に、

第三十一級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上 六三五、〇〇〇円未満
第三十二級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上 六六五、〇〇〇円未満
第三十三級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上 六九五、〇〇〇円未満
第三十四級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上 七三〇、〇〇〇円未満
第三十五級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上 七七〇、〇〇〇円未満
第三十六級	七九〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円以上 八一〇、〇〇〇円未満
第三十七級	八三〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円以上 八五五、〇〇〇円未満
第三十八級	八八〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円以上 九〇五、〇〇〇円未満
第三十九級	九三〇、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円以上 九五五、〇〇〇円未満
第四十級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上一、〇〇五、〇〇〇円未満
第四十一級	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上一、〇五五、〇〇〇円未満
第四十二級	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上一、一五五、〇〇〇円未満
第四十三級	一、一五〇、〇〇〇円	一、一五五、〇〇〇円以上一、一七五、〇〇〇円未満
第四十四級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上

「第三十一級　六二〇、〇〇〇円　六〇五、〇〇〇円以上」を

に改める。

第二十七条のうち高齢者の医療の確保に関する法律附則第十三条の五の次に四条を加える改正規定（同法附則第十三条の六第一項第二号イに係る部分に限る。）中「給料」を「標準報酬」に、「規定する期末手当等」を「規定する標準期末手当等」に、「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に、「標準賞与の額」を「標準賞与額」に改める。

第二十八条のうち介護保険法附則に二条を加える改正規定（同法附則第十一条第三項に係る部分に限る。）中「給料」を「標準報酬」に、「規定する期末手当等」を「規定する標準期末手当等」に、「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に、「標準賞与の額」を「標準賞与額」に改める。

第二十九条のうち健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法附則に二条を加える改正規定（同法附則第九条第三項に係る部分に限る。）中「給料」を「標準報酬」に、「規定する期末手当等」を「規定する標準期末手当等」に改める。

附則第十六条中「同条第六号」を「同条第五号」に改める。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
法務大臣　滝　　実
財務大臣　安住　　淳
文部科学大臣　平野　博文
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　郡司　　彰
国土交通大臣　羽田雄一郎

社会保障制度改革推進法をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年八月二十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第六十四号

社会保障制度改革推進法

目次

第一章　総則（第一条―第四条）

第二章　社会保障制度改革の基本方針（第五条―第八条）

第三章　社会保障制度改革国民会議（第九条―第十五条）

附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、近年の急速な少子高齢化の進展等による社会保障給付に要する費用の増大及び生産年齢人口の減少に伴い、社会保険料に係る国民の負担が増大するとともに、国及び地方公共団体の財政状況が社会保障制度に係る負担の増大により悪化していること等に鑑み、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条の規定の趣旨を踏まえて安定した財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、社会保障制度改革について、その基本的な考え方その他の基本となる事項を定めるとともに、社会保障制度改革国民会議を設置することにより、これを総合的かつ集中的に推進することを目的とする。

（基本的な考え方）

第二条　社会保障制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

一　自助、共助及び公助が最も適切に組み合わされるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと。

二　社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること。

三　年金、医療及び介護においては、社会保険制度を基本とし、国及び地方公共団体の負担は、社会保険料に係る国民の負担の適正化に充てることを基本とすること。

四　国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点等から、社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるものとすること。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本的な考え方にのっとり、社会保障制度改革に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（改革の実施及び目標時期）

第四条　政府は、次章に定める基本方針に基づき、社会保障制度改革を行うものとし、このために必要な法制上の措置については、この法律の施行後一年以内に、第九条に規定する社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえて講ずるものとする。